



景観法に基づく届出について (行為の制限に関する事項)

景観に大きな影響を与える一定の規模以上の建築物等については、景観法に基づく届出が必要となります。届出の流れは以下の通りです。

建築物の建築等を計画

景観計画で、景観づくりの基本方針・目標を確認するとともに、建築等を計画している地域の景観構造を把握し、景観構造ごとの方針を確認しましょう。

規模は届出の対象となる規模を超えていますか？

はい

届出が必要です

いいえ

届出不要の場合

事前相談

一定の規模以上の建築物や工作物の建築等を行う場合、届出が必要です。届出書の様式は、市のホームページからダウンロードできます。建築等の行為を行おうとする場合で、届出が必要かどうか分からない場合は、お気軽に市にご相談ください。

行為の届出 (景観法第16条)

<届出事項>

- ・ 行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日
- ・ 良好な景観形成のために配慮した点 など



届出書の提出

届出書を市に提出します。

届出内容の確認・評価

改善の必要があると認める場合・・・

計画の修正

必要に応じて、協議を重ねます。

適合

具体的なルールに適合し、景観形成の目標、地域ごとのまちづくり・景観づくりの実現に向けた配慮が十分な場合、協議終了となり、『適合通知』が届きます。



改善の必要があると認める場合、市から助言・指導されます。※改善されない場合は勧告されることがあります。

行為の着手

行為に着手します。

※確認申請等は別途必要となります。
※適合通知発行後は、原則として色彩の変更はできません。

三十日以内は工事の着手ができません。適合通知到着後は着工できます。



【届出の対象となる行為】

行為の種類	届出の対象となる行為
<p>建築物</p> <p>新築、増築、改築、移転</p> <p>上記に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの高さが13mを超えるもの ・階数が4以上のもの ・延べ床面積が500㎡を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> ・当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/3を超えるもの
<p>工作物</p> <p>新設、増築、改築、移転</p> <p>上記に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの高さが13mを超える煙突、高架水槽、街路灯等 ・地盤面からの高さが13mを超えるまたは築造面積が500㎡を超える製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設等 ・高さ2mかつ長さ30mを超える垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの（生垣の部分を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/3を超えるもの
<p>屋外における物品の集積又は貯蔵</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの集積又は貯蔵の高さが3mを超えるもの ・その用に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもの
<p>広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの高さが4m（建築物と一体の場合は、その高さの合計が13m）を超えるもの ・表示面積の合計が30㎡を超える（壁面広告の場合は、表示面積の合計が壁面の1/2以上かつ30㎡を超える）もの

<工作物の例>

届出の対象となる工作物は以下のとおりです。

- (1) 煙突、高架水槽その他これらに類するもの
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（(6)に掲げるものを除く。）
- (3) 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (4) 街路灯、照明灯その他これらに類するもの
- (5) 記念塔、彫刻、モニュメントその他これらに類するもの
- (6) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系（その支持物を含む。）
- (7) 製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

届出の対象となる規模以下の建築物等についても、鯖江市景観計画に配慮し、良好な景観の形成のためにご協力をお願いします。

